【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年７月１日
【会社名】	太陽誘電株式会社
【英訳名】	TAIYO YUDEN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　登坂　正一
【本店の所在の場所】	東京都台東区上野６丁目16番20号
【電話番号】	03（3832）0101（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部次長　　穴井　公之
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区上野６丁目16番20号
【電話番号】	03（3832）0101（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部次長　　穴井　公之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

平成28年６月29日に開催された当社第75期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年６月29日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　剰余金の配当の件

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類　金銭

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金10円　　総額　1,178,168,570円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月30日

第２号議案　定款一部変更の件

(1) 当社の事業の現状に即し、また今後の事業展開等に備えるため、現行定款第２条に事業目的の追加を行うものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったことにより、現行定款第26条および第34条につきまして、所要の変更を行うものであります。

第３号議案　取締役７名選任の件

取締役として、登坂正一、堤精一、増山津二、髙橋修、佐瀬克也、縣久二及び平岩正史を選任するものであります。

第４号議案　監査役２名選任の件

監査役として、中野勝薫及び吉武一を選任するものであります。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

補欠監査役として、新井博を選任するものであります。

第６号議案　監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成５年６月29日開催の第52期定時株主総会において、月額600万円以内とご承認いただき、今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化、コーポレート・ガバナンス強化のための人材確保の必要性等を勘案し、監査役の報酬額を月額800万円以内と改定するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、決議事項が可決されるための要件並びに決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	賛成率（%）	可決要件	決議結果
第１号議案	798,911	45,383	137	94.60	（注）１	可決
第２号議案	841,416	2,878	137	99.64	（注）２	可決
第３号議案						
登坂　正一	841,015	3,279	137	99.59	（注）３	可決
堤　精一	842,451	1,843	137	99.76		可決
増山　津二	842,456	1,838	137	99.76		可決
髙橋　修	842,473	1,821	137	99.76		可決
佐瀬　克也	842,327	1,967	137	99.75		可決
縣　久二	842,080	2,214	137	99.72		可決
平岩　正史	843,380	914	137	99.87		可決
第４号議案						
中野　勝薫	823,886	20,408	137	97.56	（注）３	可決
吉武　一	843,579	715	137	99.89		可決
第５号議案						
新井　博	757,783	86,511	137	89.73	（注）３	可決
第６号議案	842,724	1,570	137	99.79	（注）１	可決

（注）１．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権行使をすることができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。